

定期試験についての諸注意

2021.6

◇受験資格 次のいずれかに該当する人は、試験を受けることができません。

- ・試験を受けようとする授業科目の履修登録をしていない者
- ・当該学期分の授業料を前納していない者（ただし、事前に延納願を提出し、学長の許可を得た者を除く。）
- ・休学中又は停学中の者
- ・受験時に学生証を携帯していない者（ただし、学生課で当日限り有効の仮学生証の交付を受け、これを学生証に代えることができる。仮学生証の発行は試験期間中2回まで。）
- ・試験開始後20分以上遅刻した者
- ・原則として当該授業の3分の1以上欠席した者

◇受験前の注意 試験を受けるまでに、次のことを確認してください。

- ・試験が行われる日時と場所。
- ・持ち込み（辞書、自筆のノート等）が許可されている試験か否か。
- ・筆記用具が指定されている試験か否か。
- ・学生証は有るか。
- ・受験許可の有無。

◇受験時の注意 試験を受けるときは次のことに留意し、監督者の指示に従ってください。

- ・必ず指定された教室で、指定又は指示された席で受験してください。
- ・机の中にノート、教科書等を入れないようにしてください。
- ・学生証は、試験監督の指定する場所に置いてください。
- ・参考書、辞書、六法全書等の使用が許可されている場合でも、複写（コピー）したものは認められていません。
- ・特別に許可がある以外、電子辞書の試験場への持込みはできません。
- ・図書館（すべての図書館）の図書および資料は試験中利用ができません。
- ・試験中の私語、物品の貸借等はしてはいけません。
- ・退室は、試験開始から30分以降とします。
- ・答案用紙は、試験監督者の指定する場所に提出し、提出後は速やかに退室してください。
- ・答案用紙を持ち帰ることは禁止されています。
- ・試験終了後、答案の回収が終わるまでは、次の時間の人は入室してはいけません。
- ・試験中に、試験室横の廊下等での立話は、受験中の人に迷惑をかけることとなりますので慎んでください。
- ・試験開始後、当該試験を棄権したい場合は、採点欄に「キケン」と記入してください。この場合当該科目の単位を放棄したものとします。従って追・再試験を受験することはできません。

◇レポート

レポートは、担当教員から指示された方式、提出期日・提出場所等を守って提出してください。

レポート用紙は、A4の大きさに提出してください。ただし、担当教員から別途指示があるときはこの限りではありません。

レポートには授業科目名・題名・学籍番号・氏名を明記した表紙をつけ、ホッチキス等で留めて提出してください。

◇不正行為

試験中に不正行為を行った場合、原則として即時受験停止とします。

不正行為は、学則第 41 条に基づいて懲戒の対象となります。

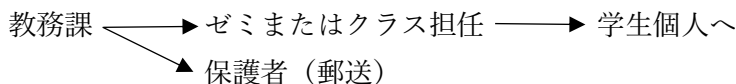
不正行為は、履修規定第 13 条に基づき当該学期の全受験科目が 0 点となります。

◇試験結果の発表

試験の結果については、定期試験終了後、学内に掲示で発表します。学内掲示には次のように表示されます。

表示	○	×	欠席
内容	(合格)	(不合格)	(欠席または棄権した場合)

追・再試験終了後（各学期成績確定後）「成績通知書」を次のように配布します。「成績通知書」は、秀、優、良、可（213～219 の学生は、優、良、可）で表示されます。



◇再試験

試験の結果、不合格となった授業科目（成績発表時に「×」で表示）については、再試験を受けることができます。ただし、再試験が行われない科目もありますので注意してください。また、本試験を棄権した場合も再試験の受験はできません。

再試験は、最高 60 点で評価されます。

◇追試験

正当な理由で定期試験を受験できなかった授業科目については、追試験を受けることができます。

追試験を受験できる理由と提出する証明書等の事例は、次のとおりです。

- ・本人の病気または怪我（医師の診断書）
- ・二親等以内（父母兄弟など）の危篤または死亡（医師の診断書または会葬礼状等）
- ・就職試験の受験（受験証明書）
- ・天候不順や事故等による交通機関の乱れ（遅延証明書）
- ・天災等の非常災害（証明できるもの）
- ・その他やむを得ないと判断されたとき（証明できるもの）

追試験は、最高 80 点で評価されます。

上記事例により定期試験を受験できなかった者は、**8 月 17 日（火）までに教務課及び科目の担当に必ず連絡**をすること。

◆追試験の申込み

追試験を受ける者は、指定された期間に「試験欠席届」及び「追試験受験願書」を教務課に提出すること。

追試験を申込みときは、1 授業科目につき 1,500 円の試験料が必要です。

この申込みを行わなかった者は、追試験の受験資格がありません。